

特集

「緑の分権改革」で 目指す地域活性化

地球温暖化に伴うエネルギー問題に対応するため、総務省では地域主権の確立、低炭素型社会への転換、地域活性化を同時に実現する施策として、平成21年12月に「緑の分権改革推進本部」を設置し「緑の分権改革」を進めています。

今回の特集では、「緑の分権改革」の概要と狙い、地域活性化の効果、都市自治体での実証実験と事例などをテーマに3名の方にご寄稿いただきました。

寄稿 1

「緑の分権改革」

— 地域主権型社会の構築に向けて —
総務省地域力創造グループ 地域政策課長 原田淳志

寄稿 2

緑の分権改革と地域再生

明治大学農学部教授 小田切徳美

寄稿 3

「東近江モデル」と地域自立の仕組みづくり

東近江市長 西澤久夫



「緑の分権改革」

— 地域主権型社会の構築に向けて —

総務省地域力創造グループ地域政策課長

原田淳志 はらだあつし



はじめに

現在、政府では、地域主権改革を最重要政策の一つとして積極的に推進している。

総務省においても、こうした地域主権改革の一環として、「地域の自給力と創富力(富を生み出す力)を高める地域主権型社会」の構築を目指す「緑の分権改革」を進めている。この緑の分権改革は、地域主権確立のための地域経営の視座の転換(パラダイムシフト)であるとの基本的な考え方に立脚して、推進しているものである。本稿では、初めにそうしたパラダイムシフトたる緑の分権改革の趣旨、背景を述べ、次いで推進方策について説明を行いたい。なお、文中意見にわたる部分は私見であり、組織としての見解ではないことを予めお断りする。

緑の分権改革とは

緑の分権改革とは、それぞれの地域が、自然環境、クリーンエネルギー、食料、歴

価をいただくなど、人々の感覚に訴求し、目指すべき地域社会の情景が浮かんでくるワーディングではないかと考えている。

緑の分権改革の背景

現下の地域を取り巻く社会経済環境としては、少子高齢化・人口減少社会が本格的に到来するとともに、低炭素型社会への転換が求められ、加えて、地域間格差の問題、景気の低迷による厳しい財政制約が存在している。

そうした中、従来型ではない新たな発展モデルが求められている。具体的には、従来の経済財政運営を支えてきた理論の一つに、新自由主義におけるトリクルダウン理論(trickle-down theory)がある。これは、豊かな者をより豊かにすれば、そのおこぼれが豊かでない者に滴り落ちていくという考え方に基づくものである。しかし、現実には、そうした状況は確認できないばかりか、富める者もそうでない者も幸福度が上がっていないと言われている。厳しい状況下にある地域を活性化していくためには、トリクルダウン理論に基づく考え方から転換し、それぞれの地域において、大地から泉(ファウンテン)のように富が湧き上がっていくような地域経済を構築していく、「ファウンテン効果」のある政策が求められているのである。

次に、地域におけるエネルギーの需給構造について考えてみると、現在の我が国にお

史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みを創り上げていくことによって、地域の活性化、絆の再生を図り、「地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造」を、「分散自立・地産地消・低炭素型」としていくことにより、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとするものである。この改革は、行財政制度の改革とあわせて、ヒト、モノ、カネの動きそのものの変革を志向している。

この「緑の分権改革」は、これまででない語法であるため、各方面から、字句の意味を問われることが多い。緑の分権改革については、温暖化対策等の環境問題への対処が強く求められ、クリーンエネルギーの活用が、技術面や費用対効果面も含めて現実的な選択肢として存在しつつある状況の中で、地域資源の一つとして、その活用をどのようにに図っていくのかとの認識に立つものであり、これまでの地域振興策の考え方に比べて、環境配慮、省エネルギー、温暖化対

るエネルギーの生産・供給は、集中的な投資による大規模発電に多くを依存するいわばエネルギー中央集権型ともいうべき状況であり、こうした構造は、富や権限が一極集中する社会構造の相似形といえるものとなっている。身近に、環境に負荷のかからない再生可能なクリーンエネルギーがあるにもかかわらず、その十分な活用がなされているとはいえず、ほとんどの地域において、基本的には化石燃料や原子力の使用等による大規模発電によって生み出される電力を、電気料金を払うことによって入手しているのが現状である。

そこで、政府において導入に向けた検討が進められている全量固定価格買取制度が創設されれば、例えば、地域の住民一人一人が、再生可能エネルギーにより電力供給するようになる(個人住宅に太陽光発電設備を設置する場合のほか、住民共同出資のクリーンエネルギー発電所の設置の場合を想定)と、住民自らがエネルギーの供給主体にもなるというパラダイムシフトが起こってくる。さらに、そうした共同発電に係る売電の配当について、地域通貨等の活用などにより、地域における消費・需要喚起のための工夫を加えることで、域外に流出していった資金の一部が、域内で活かされ、循環することにより、地域で経済効果が発生・波及していくことが期待される。これも緑の分権改革が描く地域の姿の一つである。

策等のウエイトが相対的に高いものといえる。「緑」については、「グリーン」という用語

において、アメリカのオバマ大統領の進める「グリーンニューディール政策」、我が国でのエコカー減税としての「グリーン税制」、農山漁村などに一定期間滞在し地域の自然、文化、人と触れ合う旅である「グリーンツーリズム」等、様々な例がある。また、「緑」は、海の「青」に対して、森林、田畑等をイメージさせるものである。これらを最大限に活用して食料等を生産するとともに、食育にもあわせて地産地消の取組を推進し地域の自給力を高めることもその内容の一つとするのが、緑の分権改革である。

次に「分権改革」については、「分権改革」の先にあるものが「地域主権」であるとの認識の下、地域主権型社会を目指す取組であることを示している。

字義的な説明は以上であるが、例えば、各地域で緑の新芽のように富が湧き出てくるイメージを「緑」の語に見出せるのご評

緑の分権改革の推進方策

1 緑の分権改革の推進体制

昨年12月には、専属的に改革推進を担う組織として、総務省地域政策課内に「緑の分権改革推進室」を設置するとともに、省内横断的な体制を整えるため、総務大臣を本部長とする「緑の分権改革推進本部」を設置している。

なお、自治体におかれても、緑の分権改革課(東近江市)、緑の分権推進係(二セコ町)といった組織や緑の分権改革プロジェクトチーム(鳥取県)といった体制を整えていただいていると聞いている。

2 緑の分権改革推進会議

本年4月には、改革のモデルの構築やその実現のために必要な対応方策等について検討するため、総務省において緑の分権改革推進会議を設置している。推進会議は、渡辺副大臣を座長、逢坂総理補佐官を座長代行として、首長、学識者など計18名で構成しており、今後は専門分野を検討する分科会を設置し、検討を深めていくこととしている。

3 推進ツール

(1)平成21年度第2次補正予算事業

国の平成21年度第2次補正予算においては、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)の3つの柱(雇用・環境・景気)のうちの環境対策の一つ

緑の分権改革と地域再生

明治大学農学部教授 小田切徳美 おだぎり とくみ



として、地域における低炭素化の基礎的な条件整備を図る観点から、再生可能なクリーンエネルギーに特化し、賦存量調査及び先行実証調査の委託費を措置したところである。

受託する自治体からの提案募集を本年1月に行い、外部評価員による評価を経て、道府県35件、政令指定都市10件、その他市町村99件（複数の市町村による共同提案のケースを含む。）を対象に委託契約を結んでおり、現在、それぞれ取組を進めていただいている。

（2）平成22年度当初予算事業

平成22年度当初予算においては、改革のモデルとなりうるような先行的・総合的な取組を行うとする自治体を募集し、取組を実施・発展させていく上での実態的、制度的な課題、解決方策の抽出、検証、提言等を行っていただく委託調査を実施することとしている。この調査を経て、改革のモデルとなるような取組を構築することで、他団体へもそうした取組が広がっていくことを期待している。

（3）地方財政措置による支援

平成22年度地方財政計画の歳出における特別枠「地域活性化・雇用等臨時特別費」（9850億円）の創設に対応し、雇用対策や緑の分権改革の芽出しとしての取組など、「人」を大切に施策を地域の実情に応じて実施できるよう、地方交付税の算定の臨時費

目として創設された「雇用対策・地域資源活用臨時特別費」（4500億円程度）等の中で財源措置が講じられている。また、その他緑の分権改革に関連する事業に対し、地域活性化事業債により支援措置を講じており、これらを地域における取組などにも活用していただきたい。

（4）人材力の活性化

緑の分権改革の推進のためには、地域住民が責任をもって自らの地域の活性化を図っていくるように、人材をエンパワーすることが鍵であり、総務省においては、人材育成、連携交流を進めていくこととしている。

地域からの成長戦略

総務省では、成長戦略を2度にわたり取りまとめ、発表を行っている。まず、昨年12月には、原口大臣から、「原口ビジョン」を発表している。このビジョンは、「緑の分権改革推進プラン」と「ICT維新ビジョン」から構成されており、地域力を高め、成長をはかる3つの柱として、①緑の分権改革の推進、②定住自立圏構想の推進、③過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援を掲げている。次に、本年4月には、「原口ビジョン」をリバイスした「原口ビジョンII」を発表したところである。このビジョンIIは、リバイスによって施策の具体化をはかり、目標時期と数

値目標を盛り込んだものであり、「ICT維新ビジョン2・0の推進」、「緑の分権改革の推進」、「埋もれている資産の活用」を基本コンセプトとして、総務省の政策を総動員し、2020年以降、毎年3%を上回る持続的な経済成長を実現するためのビジョンである。

情報発信等

緑の分権改革は、自治体はじめ関係者からのフィードバックもいただき発展させていくことを考えている。そのため、総務省HP内に、緑の分権改革のコーナーを設け、情報発信を行うとともに、意見募集を行っている。また、首長はじめ自治体向けに「緑の分権改革通信」を発行し、配布しているのでご覧いただきたい。

おわりに

本稿では誌面の都合もあり、緑の分権改革のうち、主にクリーンエネルギーの活用や地域の成長戦略の側面に絞って、改革の趣旨等の概括的な整理を行うとともに、総務省の政策の説明を行った。今後、総務省としては、更に取組を深めていく所存であるので、皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

緑の分権改革とは何か

緑の分権改革が動き出した。それは民主党新政権による地域主権改革の一環として位置付けられたものであり、「地域主権戦略の工程表」では、〈予算〉関連事項の1項目として記されている。

このように、「工程表」上は改革の一要素であるが、その意義はより大きいものであるという指摘が政府内部から示されている。例えば、首相補佐官の逢坂誠二氏は「制度やお金や仕組みをなるべく地域に向かって自由度を高めていくタテの改革とともに、面的な地域づくりの取り組みでも具体的な提案を行い、両面で日本の再生をめざしていく」（『ガバナンス』2010年1月号インタビュー）と論じ、後者の「面的な地域づくり」が「緑の分権改革」としている。

筆者も同様に、この改革は、分権改革の「車の両輪の一つ」と言えるほどの重みも持つと考えている。つまり、「政治、行政を対象とする制

度による分権改革」に対して、緑の分権改革は「社会、経済を対象とする人による分権改革」ととらえることができるのではないだろうか。今までの分権改革の議論は、もっぱら政治、行政の議論であったが、それが徐々に進むにつれて、「分権化された社会では、地域は何を実現するのか」という当然の議論も活発化しており、それが緑の分権改革につながっているのかもしれない。

その点で、自治体の首長や職員は、この緑の分権改革を本質的な挑戦だと認識する必要がある。決して、総務省の一助成事業に過ぎないなどと考えるはいけないことを、まず強調しておきたい。

緑の分権改革の諸条件

―内発的發展論から学ぶ―

政府は、「緑の分権改革」を次のように説明している。「それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを、地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げ、『絆』の再生を

図ることにより、『地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造』を『地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会』へと転換する」。

このような説明に接するたびに、筆者はこの改革がいわゆる「内発的發展論」と重要な部分が多いことを感じる。その「内発的發展」とは、ダグ・ハマーシヨルド財団による1975年の国連経済特別総会報告『何をなすべきか』で初めて使われた概念といわれている。そこでは、途上国の社会発展には、欧米型近代化路線とは異なる「もうひとつの発展」があると主張された。

日本でも、このような議論に直接、間接に影響を受けながら、経済学（地域経済論、財政学、農業経済学）、社会学、歴史学などの多分野の論者が、「もうひとつの発展」として内発的發展を論じている。中でも、それを包括的に論じた経済学者の宮本憲一氏は、国内外の諸地域の取り組みから「内発的發展の原則」として次の4点を析出している（宮本憲一

『環境経済学』、1989年)。

第1に、「地域開発が大企業や政府の事業としてでなく、地元技術・産業・文化を土台にして、地域内の市場を主な対象として地域の住民が学習し計画し経営するものであること」。第2に、「環境保全の枠の中で開発を考え、自然の保全や美しい街並みをつくるというアメニティを中心の目的とし、福祉や文化が向上するように総合化され、なによりも地元住民の人権の確立をもとめる総合目的をもっていること」。第3に、「産業開発を特定業種に限定せず複雑な産業部門にわたるようになり、付加価値があらゆる段階で地元へ帰属するような地域産業連関をはかること」。そして、第4に「住民参加の制度をつくり、自治体が住民の意志を体して、その計画にのるよう資本や土地利用を規制しうる自治権をもつこと」としている。

第1の点は、「内発的発展」の「内発性」を定義したものであり、地域発展の主体が地域住民であることを改めて強調したものである。第2点は、地域発展が総合的であるべきことを示している。そして、その具体的過程を、第3点では産業の在り方について、第4点では制度の在り方について論じている。

このような議論は、地域内に公害や政治的分断をもたらした国内の外來型巨大コンビナート開発、同様の問題を持つ途上国における多国籍企業主導型開発に対するオールタナティブとして語られたものである。そして、

②人間(人材)のとりえ

さまざまな内発的発展論の共通点は、「人間」である。この点で、今は静岡県知事である川勝平太氏(元静岡県立大学学長・経済史)は、「内発的発展論の最大の対象は人間であり、人間論としての特徴を持つ」と端的に指摘している(川勝平太・鶴見和子『内発的発展』とは何か、2008年)。宮本憲一氏の先の議論でも、地域の住民の「学習」が条件として論じられている。

しかし、その場合、「内発」「循環」というイメージにとらわれて、そこでの人間は地域内部の住民のみであると閉鎖的にとらえる必要はない。過疎地域を中心に、一部の地域では、活動の初発期には、地域住民の「内発性」を呼び起こすような外部からの強力な支援が要請されている。つまり、外部の「仕掛け人」(地域マネージャー)の役割が重要となる。従来からその役割を担うのが、いうまでもなく市町村職員であり、公務員としてまた一住民としても、いずれの立場でも重要な役割が期待される。しかし、現実には地方行革の進展や市町村合併により、地域の隅々まで職員が目が届かない状態も生まれている。そのため、「補助金から補助人へ」というスローガンと共に誕生したのが、集落支援員、地域おこし協力隊などの「積極的人材支援策」である。このような外部人材と住民の組み合わせによる、新たな地域再生が緑の分権改革では要

それは、「地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造」から「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を実現する「緑の分権改革」の理念と完全に一致するものであり、先の4条件もそれに当てはまるものであろう。

緑の分権改革のポイント

こうしたチャレンジは、本特集でも取り上げられている滋賀県東近江市をはじめ、農山村の総合的再生の一つの到達点を示す山口県山口市仁保地区、山村再生を経済と環境の両面で追求した徳島県上勝町など、その事例は枚挙にいとまがない。当然こうした試みには、強い地域個性が存在する。従って、性急な一般化は避けなくてはならないが、取り組みのポイントと思われることを指摘してみたい。

①地域資源の扱い方

第1には、地域資源についてである。地域資源とは地域に固着した資源であり、一般的には地形、気候などの自然的条件およびそれに規定された農林地、河川、さらにはそれらを含む景観、生態系などを指している。

このような地域資源は、永田恵十郎氏(農業経済学)により、「非移転性(地域性)」「有機的連鎖性」「非市場性」という3つの側面を持つことが指摘されている(永田恵十郎『地域資源の国民的利用』、1988年)。つまり、地域資源は、文字通り「地域」にある資源として、地域の固有の存在

③目標の設定の仕方

そして第3は、緑の分権改革の目標にかかわる論点である。緑の分権改革は、先に論じたように、社会、経済のシステム転換である。その転換を強いる大きな要素は、人口動態である。日本全体の人口が減少社会へと転換していく中で、多くの地域で人口減少とその長期化は避けることができない。そうした中では、過疎農山村地域のみならず、過去の人口が多かった時代のさまざまな仕組みが機能不全に陥ることが予想される。従って、それとは異なる新しい仕組みをつくり出さなければならぬ。

農山村地域での先発事例は、先述の上勝町をはじめ、そのことを特に意識している。それは早くから宮口侗迪氏(地理学)により、次のように指摘されていたことの実践であった。「山村とは、非常に少ない数の人間が広大な空間を面倒みている地域社会である」という発想を出発点に置き、少ない数の人間が山村空間をどのように経営すれば、そこに次の世代にも支持される暮らしが可能になるのかを、追求するしかない(同『地域を活かす』、1998年)。

新たに人口減少地域となった地方中小都市を含めて、こうした「新しい仕組み」づくりへの挑戦が、緑の分権改革にはかならないと意識する必要がある。

であり、空間的に移転が困難なものである。また、地域資源は、地域内の諸地域資源と相互に有機的な連鎖を持っている。最近では、森が荒れることにより、水脈が枯れ、住民の日常生活にまで影響をもたらすという「命の水問題」(高知県)が生じているが、これなどはその典型例であろう。さらに、地域資源は空間的に移転の可能性が乏しいという第1の性格から、どこでも供給できるものではなく、その限りで非市場的性格が強い。

こうした性格を持つ地域資源の活用の際には、その保全と強くリンクしなくてはならない。非移転性を持つ地域資源は、おのずから稀少的性格を持っている。また、有機的連鎖性からは、一つの地域資源の枯渇がほかの資源に負の影響を与えることは必至である。

緑の分権改革では「最大限活用する」といわれているが、その「活用」には資源の保全やさらに有用なものとする資源磨きも含まれていると考えるべきであろう。保全しながら利用する、磨きながら利用することが求められている。

特に、現在の地域づくりの取り組みでは、このような視点を押し出さなければ、地域住民の共感を得ることができない。地域づくり幅広い参加を確保するためにも、必要な要件であろう。また、最近では消費者の環境意識の高まりの中で、こうした資源保全に対する共感が、「こだわり消費」という購買行動につながるケースもあり、さらに重要であろう。

内発的発展と格差是正の両立

以上のように、制度的分権改革の進展、そして人口減少の下で、保全を含めた地域資源の活用を、外部人材の支援を得ながらも進め、そして「地域の自給力と創富力」の創造という新しい仕組みをつくること、緑の分権改革である。

しかし、注意しなくてはならないことは、緑の分権改革と重なる「内発的発展」というコンセプトが、「均衡ある発展(格差是正)」というもう一つのコンセプトとの間で、二者択一に扱われやすいことである。現実には、いわゆる構造改革路線の下では、この「均衡ある発展」の考え方を「守旧」の象徴として、それへの批判のために「自立」「内発的発展」が論じられた。本来は、乱暴な外來型発展に対する対抗概念として生まれた「内発的発展」が、いつの間にか構造改革路線のスローガンに祭り上げられてしまったのである。この場合の「内発的発展」とは、「小さな政府の下での政策支援なき自力更生」である。

しかし、「自力更生」の掛け声だけでは、現在の格差社会における地域再生はあり得ない。「地域の自立のための個性ある内発的発展」を支える過疎法をはじめとする各種の格差是正策も、同時に重要となる。つまり、「均衡と自立」の二兎を追うことが必要である。緑の分権改革とは、そうしたより大きな枠組みの定式化でもあるととらえてみたい。

「東近江モデル」と地域自立の仕組みづくり

東近江市長 西澤久夫



東近江市の概況

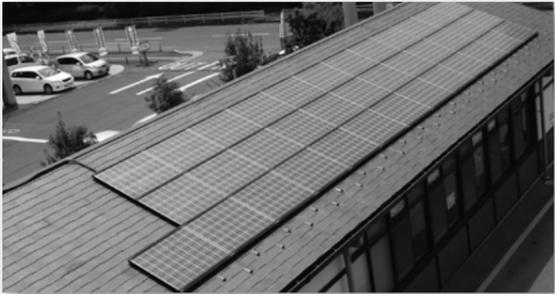
東近江市は、人口、面積ともほぼ日本の千分の1のスケールである。森林面積率や高齢化率、年少人口比率も平均値に近い。また、鈴鹿山系から琵琶湖に至るまで、一つの市で源流から河口まで流域のすべてを包含している。滋賀県の中央に位置する琵琶湖の東岸から東の分水嶺に位置する鈴鹿山脈まで、奥山、中山間地、里山、田園地帯、市街地、琵琶湖岸の河口までが388kmに収まっている。農地も22%を占め、近畿でも有数の米作地帯を形成している。電子部品製造工場やソーラーパネル、最先端ガラス製造工場など、日本経済をけん引する産業も立地している。本市は、海と大都市以外はすべてを備えている自治体である。

本市は、平成17年2月、八日市市を中心に日常生活圏としてつながりのある永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町の1市4町が合併して誕生し、翌18年1月には能登川

中でも、本市で誕生し全国に広がる「菜の花エコプロジェクト」は、市民から提供された廃食油を精製して軽油代替燃料として利用する、転作田に菜種を植え、収穫し搾取した菜種油を料理や学校給食などに活用するなど、資源循環の仕組みが「見える化」された資源循環型社会の地域モデルである。活動拠点の「あいとうエコプラザ菜の花館」では、廃食油からBDFを精製するプラントを稼働し、小・中学生や一般市民を対象とした環境体験学習も積極的に行っている。

また、住宅用太陽光発電システムは、市内約1400世帯で導入され、設置世帯数、発電量とも県内第2位となっている。一方、屋根を持たない市民でも気軽に環境貢献できる共同出資による太陽光発電所が、「八日市やさい村」農産物直売所や「FM東近江」といった公共性の高い施設に設置され稼働している。

今後も、太陽光やバイオマス資源などの自然エネルギーの活用を軸に、さまざまな施策を



市民が太陽光発電事業に出資し設置した「市民共同発電所」

町と蒲生町が加わり、現在の「東近江市」の姿になった。人口は、本年5月1日現在で11万7451人、世帯数は4万912世帯、高齢化率20・62%となっており、市域全体では人口・世帯とも増加傾向にあるが、中山間地域や農村地域では過疎化と高齢化、都市部の開発地域では急速な人口や世帯の集中という偏りが見られる。ここでも本市は、日本の問題点を抱えた縮図といえる。

市域には、縄文時代（最近約1万3千年前）縄文草創期の女性の土偶が発見された）の集落跡や地方豪族の古墳群、大陸文化の影響を残す遺跡などが数多くあり、古く万葉の時代から蒲生野に伝わる歴史ロマンと共に、木で盆やわんをつくる木地師発祥の地として有名である。また、中世以降は中山道などを代表とする交通の要衝であったことから、市場や門前町として栄えてきた歴史があり、さまざまな地域との交流を通して数多くの伝統や、独自の地域文化をはぐくんできた。江戸時代から明治期にわたって、近江商人と呼ばれる

動員する中で、地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない低炭素社会の構築に取り組んできたことを考えている。

「三方よし」の発想で地域の活性化

「売り手よし 買い手よし 世間よし」を「三方よし」として商人の哲学にまで高めた近江商人の発想で社会に貢献できる人づくりを進める本市において、地球温暖化防止と地域経済の振興に資する市民プロジェクトが発案され、平成20年度にはひがしおうみコミュニティビジネス推進協議会が市民主導で立ち上がった。市内で5年以上前から太陽光発電による市民出資型の共同発電所を運営する東近江市新エネルギー推進協議会が核となり、地域の経済団体や菜の花エコプロジェクトを進めるNPO法人、滋賀県環境生活協同組合、行政などが構成メンバーとなり、コミュニティファンドの活用などに関する調査および新たな市民プロジェクトの事業化研究が進められた。こうした取り組みがアーヘン市（ドイツ）のエネルギー施策を参考に進められたことから、原口総務大臣より「東近江モデル」との評価を受けた。

平成21年5月には、ひがしおうみコミュニティビジネス推進協議会と地元経済団体の代表である八日市商工会議所が活動母体となつて、「エネルギーも食料も地産地消」をキャッチフレーズとした「東近江市SUN讚」さんさ

れる多くの大商人を輩出し、市内には五個荘商人の商家を多く保存している地区（五個荘金堂町）もある。彼らは、商取引において、当事者の売り手と買い手だけでなく、その取引が社会全体の幸福につながるものでなければならぬという意味で「売り手よし 買い手よし 世間よし」という「三方よし」の理念を経営の哲学としていた。現代においても、この近江商人の「三方よし」の精神は、企業のCSR活動などで息づき、また、市内の小・中学校では、学校の統一目標に掲げて次世代への継承に努めている。

低炭素社会に向けた取り組み

本市では、自然との共生を目指した環境保全の基本ルールである「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」に基づき、市民との協働による環境文化の推進を図ることを基本理念としてクリーンエネルギーの活用や省エネルギー対策をはじめとするさまざまな取り組みを進めている。

「プロジェクト」をスタートさせた。このプロジェクトは、市民が太陽光発電事業を進める基金に出資して市民共同発電所を設置し、その売電収入を地域限定・期間限定の地域商品券で出資者に配当して地域内の消費を促し、地域経済の活性化につなげようとする試みであり、東近江モデルを具現化するための取り組みといえる。彼らが太陽光発電に着目したのは、資金の流れを「見える化」しやすいためであり、成功モデルが一つできれば他の自然エネルギーにも応用できると考えたからである。このプロジェクトは、大都市から生み出される富が全国に配分されるこれまでの仕組みを転換し、市民自らが地域の未来に対する責任を持つ分散自立型のシステムづくりへの挑戦でもあると理解している。

緑の分権改革実証実験の概要

こうした挑戦姿勢を受け、本市では、総務省および滋賀県からの委託事業として「緑の分権改革推進事業」に取り組み、その中で、太陽光や小水力、バイオマス資源などを活用して地域でどれだけのクリーンエネルギーが利用可能か、また、継続的に利用するための経済性について調査することとしている。

具体的には、①自動計測器を設置して太陽光発電量のモニタリング調査 ②太陽光発電の全量買取制度と地域商品券を組み合わせた先行実証 ③休耕田などでのバイオ燃料用米による資源生産可能性調査 ④小水力発

電に適する現地・具体的地点の調査 ⑤持続
できるバイオマス資源としての雑木の適正
管理調査 ⑥薪、BDFなどバイオマス燃料
の供給試行調査 ⑦そのほか緑の分権改革に
つなげる地域資源の発掘や人材の育成に関す
ることの7項目にわたる調査を行う。中でも
注目すべき②の調査では、市内で太陽光発電
システムを設置されている家庭約120世帯
を対象に発電量に見合う地域商品券（余剰電
力買取分と自家消費分は個人負担）を引き換
え、八日市商工会議所または市内6商工会に
加盟している取扱店で利用していただき、そ
の効果や課題などをまとめる。地域商品券の
名称は「太陽の恵み三方よし商品券」として
いる。また、農村集落やPTA、まちづくり協
議会、各種団体などが設置主体となり、公園
や緑地、公共的施設を活用して共同出資によ
る太陽光発電事業に取り組むことの可能性に
についても意向調査を行う。

緑の分権改革と東近江モデル

本市は、前述した通り、一つの自治体で
分水嶺から琵琶湖までのすべての流域を包
含しており、ここでは多くの自然の恵みを
享受してきたが、近代以降の経済社会シス
テムはすべての自然を極端に低く評価し、
価値を低く見積もった自然を放置、破壊、「開
発」してきた。明治以前の自然経済は産業社
会の中ではひとたまりもなく、地方を疲弊

させ、ヒト、モノ、カネは中央Ⅱ都市に集
中（収奪）されていった。過疎化、限界集落、
耕作放棄地、山林の荒廃、人材の流出など
である。

当初の東近江モデルは、太陽光や風力、
小水力、バイオマス資源など、本来、地域
資源から生み出される自然エネルギーは、
その地域に帰属すべきものであるとする考
え方である。今、この考えを、エネルギー
などだけにとらわれず、東京一極集中から
地方への還元、一極集中に付きまとうリス
クの回避、自然に対する再評価などを、本
市に住むすべての市民の手で担っていか
うとする方向へと拡大することに挑戦して
いる。特に、さまざまなアイデアと人材発掘、
取り組みへの（財政的とは限らない持続可能
な）支援、情報収集と発信、などなどはこれ
までの枠にとらわれない姿勢を持たなけれ
ばならない。

地域自立の仕組みづくりと今後の展望

東近江モデルは、「環境性」と「経済性」の両
立という課題だけでなく、福祉や文化なども
含めた生活すべてに及ぶ地域自立の仕組みを
構築することを目標としている。既に多くの
環境団体が福祉分野に取り組み、福祉団体が
環境保護だけでなく農業や牧畜、林業など
自然との関連性を持った事業に取り組んで
いる。また、地域産業や伝統産業従事者も、地

域にこだわらながら市内で多くのネットワー
クが構築されている。

環境円卓会議は、当初環境を切り口に数十
人規模でスタートしたが、参加者は回を追う
ごとに増え、その会議に多くの団体がわか
わっている。これは、地域社会の持続的発展
が可能な共生の仕組みづくりとして機能し始
めている。

本市は、多くの問題点も豊かさも、現代日
本の縮図といえる。緑の分権改革を進めるこ
とで、本市において成せることは日本の多く
の地方でも実現の可能性があると考える。そ
の可能性を探るため、本年4月から機構改革
の中で「緑の分権改革課」を創設した。

本年度の調査では、産官学の連携の下、多
くの市民参加を得て地域が自立できる仕組み
（ヒト、モノ、カネが地域で回る仕組み）につ
いての課題を洗い出し、より具体的な実現方
策を探っていききたい。

さらには、近江商人の「三方よし」の発想で
進められている、さまざまな自然エネルギー
の活用や、農産物の地産地消、介護・福祉・
医療といった分野での連携とサービス提供、
企業や市民による社会貢献活動など、魅力
あふれる取り組みの結びつき（マッチング）を
コーディネートし、緑の分権改革が目指す地
域の自給力や創富力を高めることのステップ
としていくものである。